

2 0 2 6 年 度
清 掃 事 業 の 概 要
(令 和 7 年 度 実 績)

鈴 鹿 市

目 次

第1章 総説

- 1 清掃事業の沿革 2

第2章 組織

- 1 組織及び業務内容 4

第3章 経理

- 1 令和6年度決算額に占める清掃費の割合 7
- 2 清掃費の内訳 7

第4章 ごみ処理事業

- 1 ごみ処理の流れ 8
- 2 ごみ処理量・資源化率等の推移 10
- 3 ごみ収集業務 12
- 4 収集ごみ袋 13
- 5 その他の事業 14
- 6 災害対策 16
- 7 廃棄物処理施設 17

第5章 し尿・浄化槽汚泥処理事業

- 1 し尿・浄化槽汚泥処理の流れ 25
- 2 処理方法の推移 25
- 3 し尿・浄化槽汚泥搬入実績 26
- 4 し尿・浄化槽汚泥収集業務 26
- 5 下水道の整備等に伴うし尿収集業の合理化事業 26
- 6 災害対策 27
- 7 鈴鹿市クリーンセンター（し尿処理施設） 28

第6章 廃棄物処理年表

- 1 廃棄物処理年表（ごみ処理） 30
- 2 廃棄物処理年表（し尿処理） 36

第1章 総説

1 清掃事業の沿革

(1) ごみ処理事業の沿革

本市のごみ収集事業は、昭和 32 年 7 月に制定された鈴鹿市清掃条例に基づき、限定区域における希望世帯を対象として開始しました。その後、市の発展に伴い収集希望世帯が増加し、昭和 41 年 7 月には収集業務の一部を業者委託とし、また、昭和 44 年 4 月に収集区域が拡大されたことを機に、全面民間委託へと移行します。

同時に、「もえるごみ・もえないごみ」の 2 種分別の収集をスタートし、昭和 45 年 4 月からは市内全域で集積所方式による収集を開始しました。その後、昭和 49 年には粗大ごみの収集を、昭和 57 年には乾電池・蛍光灯・水銀体温計・鏡を有害ごみに指定し、分別収集を開始していきます。

また、最終処分場の不足問題等を背景として各種リサイクル法が整備されるに伴い、本市においても資源ごみ分別収集の取り組みを開始しました。平成 5 年のあきびん分別収集を皮切りに、平成 8 年 7 月からは、4 種 9 品目の資源ごみ分別収集【紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）、あきかん、あきびん（無色透明・茶色・その他の色）、衣類】と、粗大ごみ戸別収集のモデル事業を実施します。平成 9 年 4 月には、審議会の答申等に基づき分別と収集方式の大改正を行い、全市域において、① 5 種 10 品目の資源ごみ分別収集【ペットボトルを追加】、② 認定ごみ袋制度、③ 粗大ごみの戸別有料収集をスタートしました。

平成 11 年 2 月には、「プラスチックごみ」の分別収集を加えて 10 種 16 分別の体系とし、さらに平成 22 年 4 月からは、「プラスチックごみ」の対象を容器包装（容器包装リサイクル法に準じたもの）に変更となりました。

平成 14 年 4 月からは、使用済みスプレー缶・カセットボンベを透明袋に入れて、他の「もやせないごみ」と袋を分けて排出するよう変更し、10 種 17 分別の体系となりました。

平成 25 年 4 月の「小型家電リサイクル法」の施行を受け、本市でも平成 26 年 4 月から小型家電リサイクルを開始しましたが、分別体系は変更せずに、処理場でのピックアップ方式により実施しています。また、平成 28 年 4 月には小型家電リサイクルの取り組みを拡充し、家庭用パソコンの拠点回収を始めています。

令和 7 年 8 月からは、使用済みスプレー缶の不適切な穴開けによる事故防止と充電式電池等を原因とするごみ収集車両や不燃物リサイクルセンターの火災事故を未然に防ぐため、スプレー缶・カセットボンベの穴あけ不要と充電式電池等を別袋で排出するよう変更となり、10 種 18 分別の体系となりました。

処理施設については、昭和 36 年 4 月、寺家町の市営火葬場跡地に「市営塵芥焼却場」（後に「御座池焼却場」と改称）を設置し、本格的なごみ処理事業の第一歩を踏み出します。この焼却場では、炉の増設を繰り返しながら 20 年以上にわたり焼却処理を行いましたが、人口増加に伴う可燃性ごみの増加が進んだため、昭和 60 年 10 月、御園町に「鈴鹿市清掃センター」を新設しました。

その後、施設の経年劣化やダイオキシン規制強化等を背景として、平成 12 年から改修を進め、平成 15 年 12 月に処理能力 270t/24h の全連続燃焼式ストーカ炉が新たに完成します。こ

の新施設は、①ダイオキシン類の発生抑制を図った最新の技術、②万全な公害防止策・自然環境への配慮、③余熱発電によるエネルギーの有効利用、などを特徴としていました。また、平成 28 年 4 月からは、施設の長寿命化及び二酸化炭素排出量削減等を目的に、改修を進め、令和 3 年 3 月に完了しました。

一方、最終処分施設については、昭和 40 年代に入り、不燃性ごみの処理に本格的に取り組むことが急務となったため、昭和 41 年 8 月、広瀬町に「広瀬ごみ捨場」を設置しました。さらに「広瀬ごみ捨場」の埋め立て完了に伴い、昭和 47 年 10 月からは、八野町に「深谷処理場」を開設して埋め立て処分を開始しました。その後、第 4 次まで拡張を行うとともに、遮水堰堤を設置するなど施設の整備に努め、平成 9 年 3 月に埋め立てを完了します。

「深谷処理場」の埋め立て完了を目前に控えた平成 5 年には、国分・高岡町の山間部に、粗大ごみ処理施設と最終処分場を併設した「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター」を新たに開設します。その後も、資源ごみの分別回収に伴う施設の整備に努め、ペットボトル減容施設やプラスチック減容固化施設、容器包装プラスチック処理施設などを、順次稼働していきました。平成 23 年 3 月には不燃・粗大ごみ処理棟が完成し、同年 4 月から P F I 方式による新施設が全面稼働しています。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理事業の沿革

本市のし尿処理事業は、塵芥処理事業とともに、「鈴鹿市清掃条例」の制定された昭和 32 年 7 月から業務を開始しました。当時は、特別清掃地区に指定した地区内の希望者を対象として収集を行い、農業地域に 54 ヶ所の貯留槽を設け、無料で農家に提供していました。

現在のように市内全域を対象として計画収集を開始したのは、上野町に嫌気性消化処理方式による処理能力 78 kℓ/日の「東谷し尿処理場」を開設した昭和 40 年 4 月からで、同時に直営収集から許可業者制へ移行しました。その後、昭和 46 年に処理能力を 100 kℓ/日増設し、昭和 55 年には高度処理（凝集沈殿法）の導入を図り、さらに昭和 58 年に窒素除去を目的として、嫌気性消化槽施設を標準脱窒素処理方式に改造するなどの施設充実を図ってきました。

しかし、建設以来 20 年以上を経過した旧施設の老朽化に加え、生活様式の変化に伴う浄化槽汚泥収集量の増加と、人口増加によるし尿収集量の増大により、施設の維持管理が困難となったため、昭和 63 年 9 月、し尿が 192 kℓ/日、浄化槽汚泥が 78 kℓ/日の計 270 kℓ/日の処理能力を有し、当時県内最大の施設となる「鈴鹿市クリーンセンター」を完成させました。

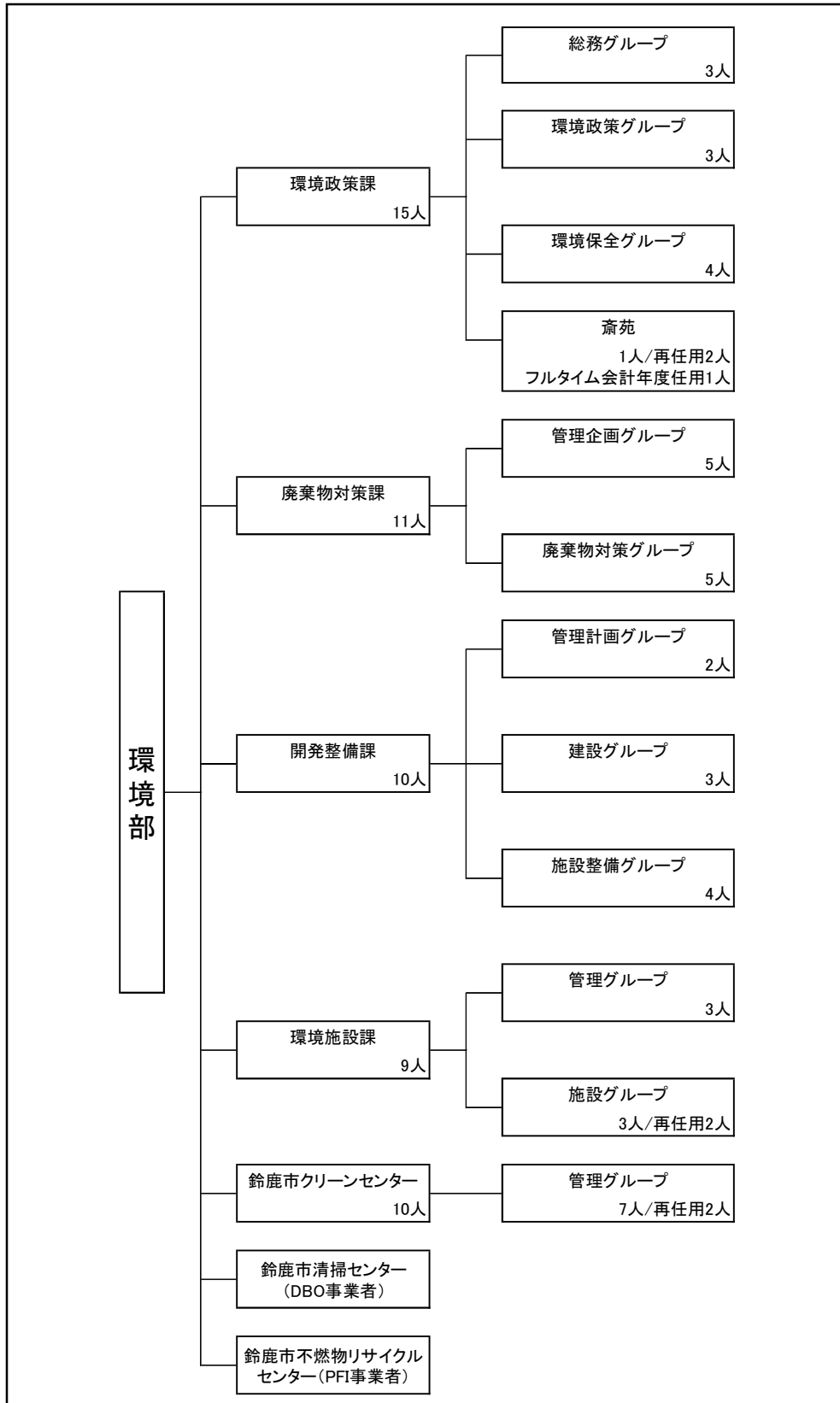
現在、約 2,200 世帯のし尿を、許可業者 1 社が定期的に計画収集をしています。また、学校・公園等公共施設は、委託業者で随時に収集し、すべて「鈴鹿市クリーンセンター」で衛生的に処理しています。

本市の場合、公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽等の普及に伴い、し尿の搬入量が減少し続け、ピーク時（昭和 50 年度処理量 53,201 kℓ）の約 9.8%になっています。

第2章 組織

1 組織及び業務内容

(1) 組織（令和8年4月1日時点）



(2) 業務内容

① 環境政策課

- ・ 環境政策の総合的企画及び調整に関すること。
- ・ 斎苑の統括管理に関すること。
- ・ 食品ロスに関すること。
- ・ 公害関係法令に基づく規制、監視、調査及び指導に関すること。
- ・ 公害に係る苦情処理に関すること。
- ・ 畜犬登録に関すること。
- ・ 墓地及び霊柩（きゅう）車に関すること。
- ・ そ族昆虫駆除に関すること。
- ・ 感染症に係る消毒に関すること。
- ・ 旧鈴鹿亀山地区伝染病隔離病舎組合から承継した事務に関すること。
- ・ 新エネルギー政策に関すること。
- ・ 自然環境の保全に関すること。
- ・ 地球温暖化対策に関すること。
- ・ 専用水道等に関すること。
- ・ 鈴鹿市環境審議会に関すること。
- ・ 浄化槽の設置の届出に関すること。

② 廃棄物対策課

- ・ 廃棄物政策の総合的企画及び調整に関すること。
- ・ 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ・ ごみ収集業務に関すること。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関すること。
- ・ 廃棄物の処理、資源化、減量化等の企画及び調整に関すること。
- ・ 廃棄物の分別、資源化、減量化等の啓発に関すること。
- ・ 清掃事業団体に関すること。
- ・ 鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ・ 再生利用業の指定に関すること。
- ・ 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関すること。
- ・ 廃棄物減量のための補助に関すること。
- ・ 産業廃棄物の不法処理に関すること。
- ・ 一般廃棄物の不法処理に関すること。
- ・ 廃棄物処理事業の統計に関すること。
- ・ 旧処理施設周辺の環境整備に関すること。

③ 開発整備課

- ・ 廃棄物処理施設の整備に関すること。
- ・ 廃棄物処理施設周辺の環境整備及び附帯する事業に関すること。
- ・ レインボウヒルズ計画の推進に関すること。

④ 環境施設課

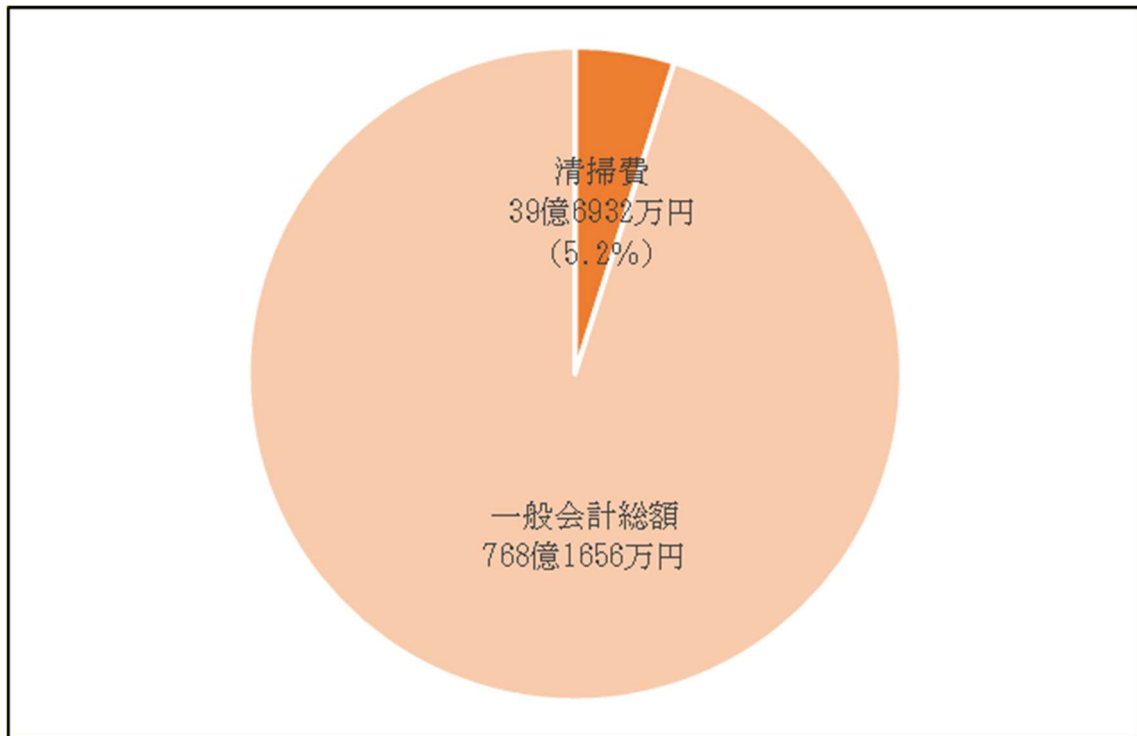
- ・ 廃棄物処理施設（旧処理施設を含む。）の維持管理に関すること。
- ・ 不燃物リサイクルセンターの運営に係る監理に関すること。
- ・ 清掃センターの運営の監理に関すること。
- ・ 小動物焼却施設の維持管理及び周辺の環境整備に関すること。
- ・ 廃棄物処理施設の使用許可に関すること。
- ・ 処理に係る統計調査に関すること。
- ・ 処理手数料の徴収に関すること。
- ・ 鈴が谷運動広場に関すること。

⑤ クリーンセンター

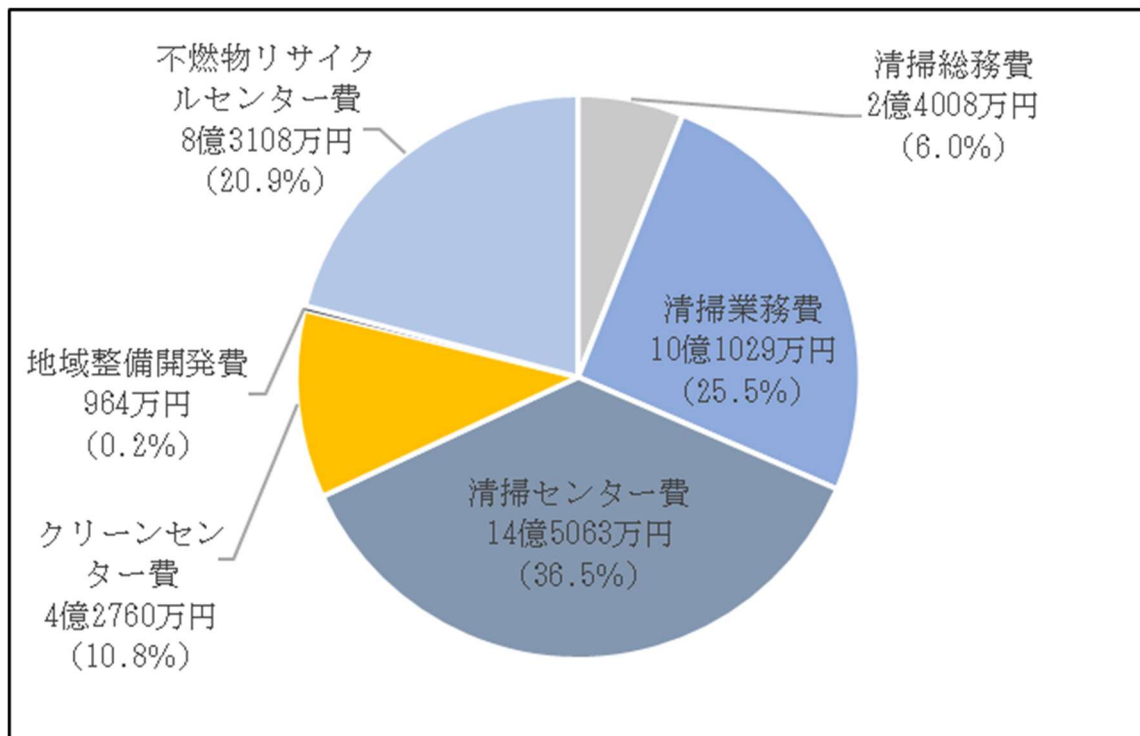
- ・ 施設の管理運営及び使用許可に関すること。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。
- ・ 処理に係る統計調査に関すること。
- ・ 処理手数料の徴収に関すること。

第3章 経理

1 令和6年度決算額に占める清掃費の割合



2 令和6年度の清掃費の内訳

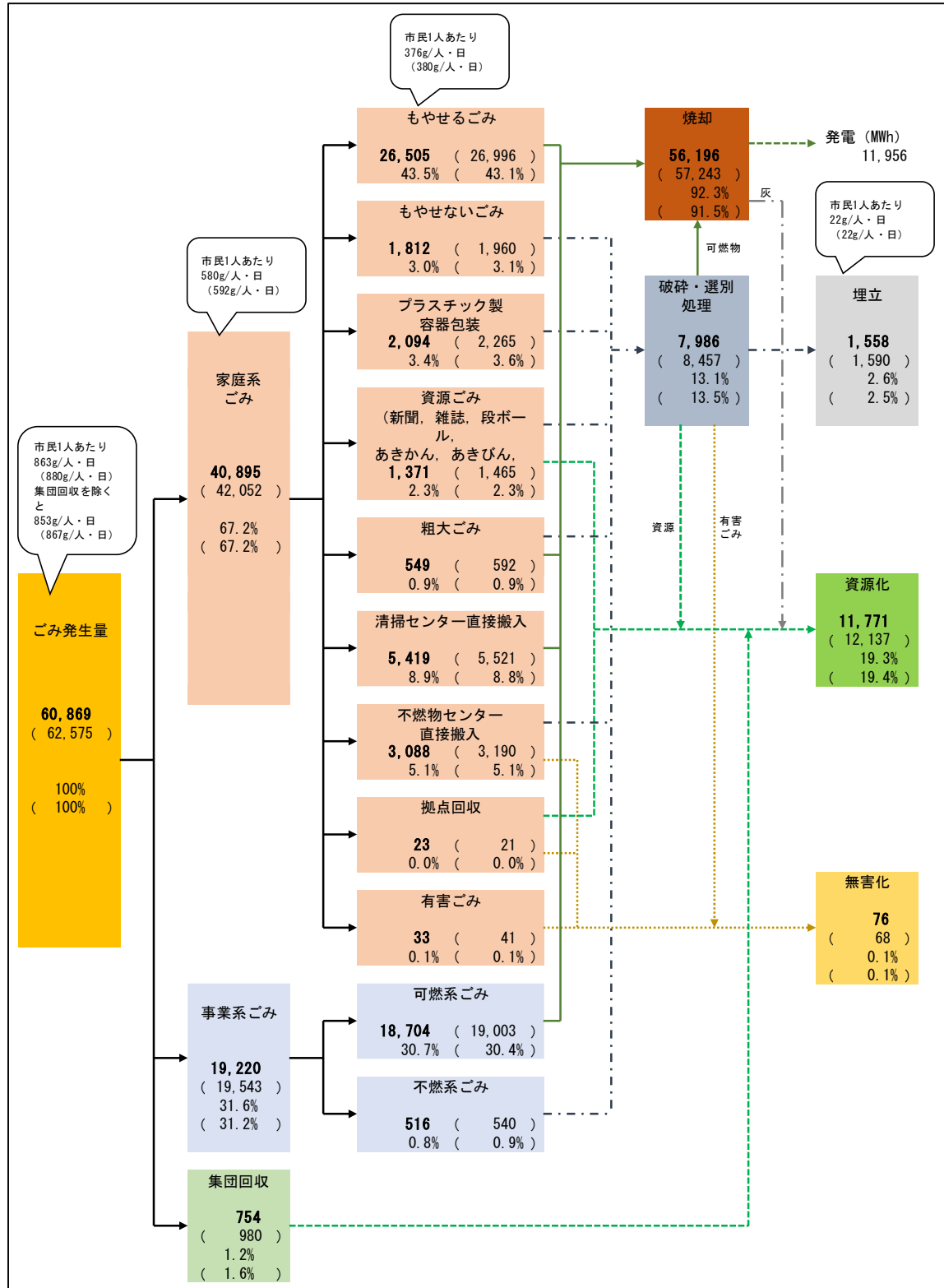


※端数処理のため、合計が合わないことがあります。

第4章 ごみ処理事業

1 ごみ処理の流れ

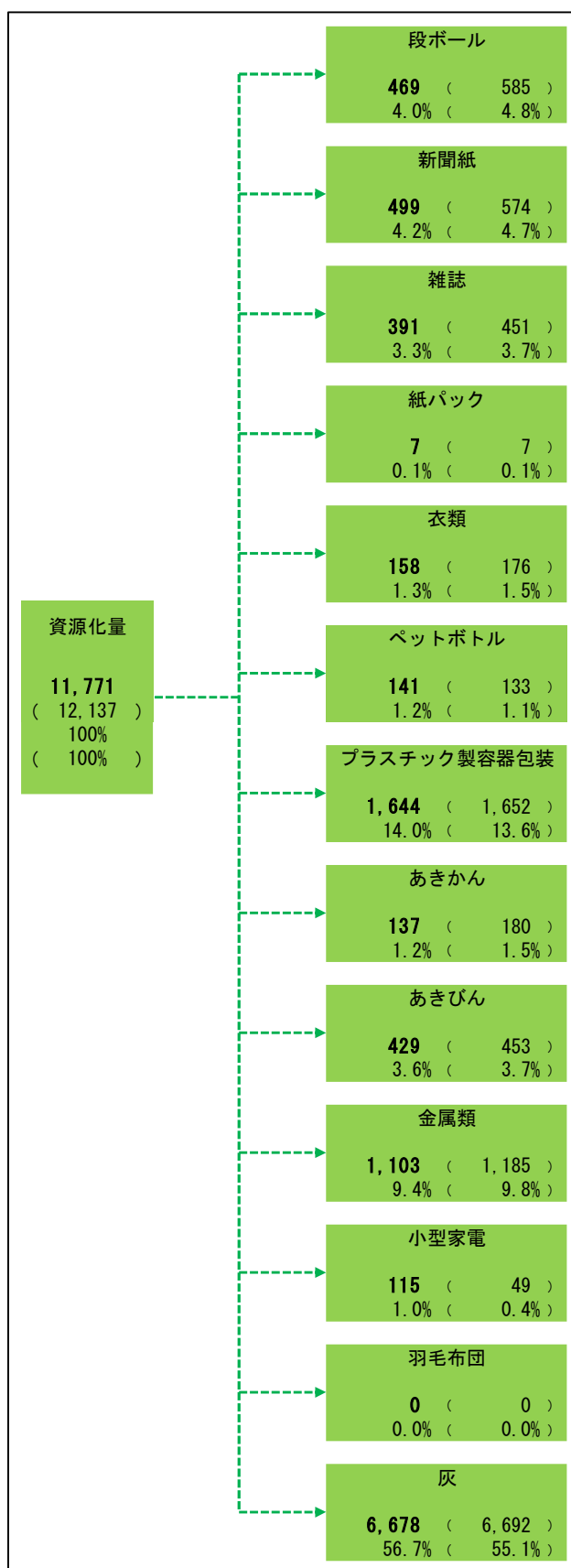
ごみ処理フロー（単位:t） ※（）内は令和6年度実績



※割合はごみ発生量に対するもの。

※合計については、四捨五入の関係で計算結果が合わないことがあります。

資源化内訳（単位:t） ※（）内は令和6年度実績

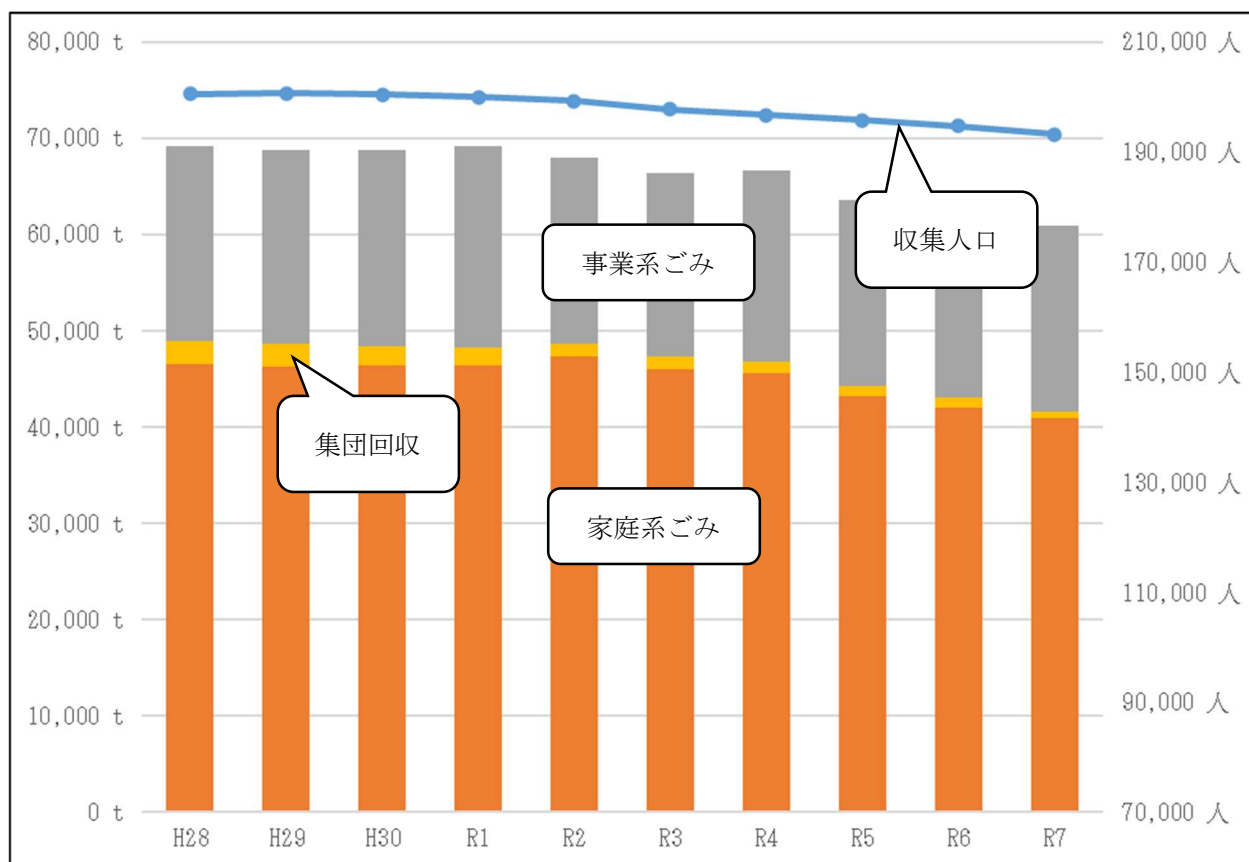


※割合は資源化量に対するもの。

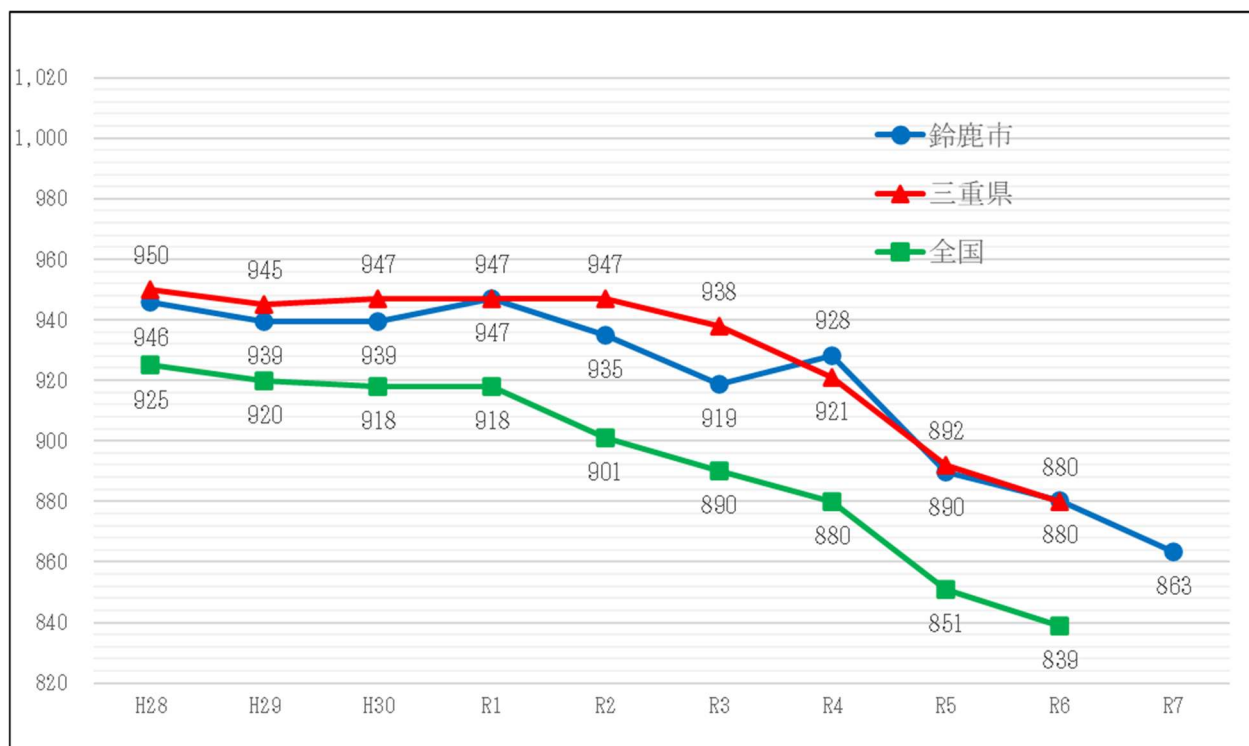
※合計については、四捨五入の関係で計算結果が合わないことがあります。

2 ごみ処理量・資源化率等の推移

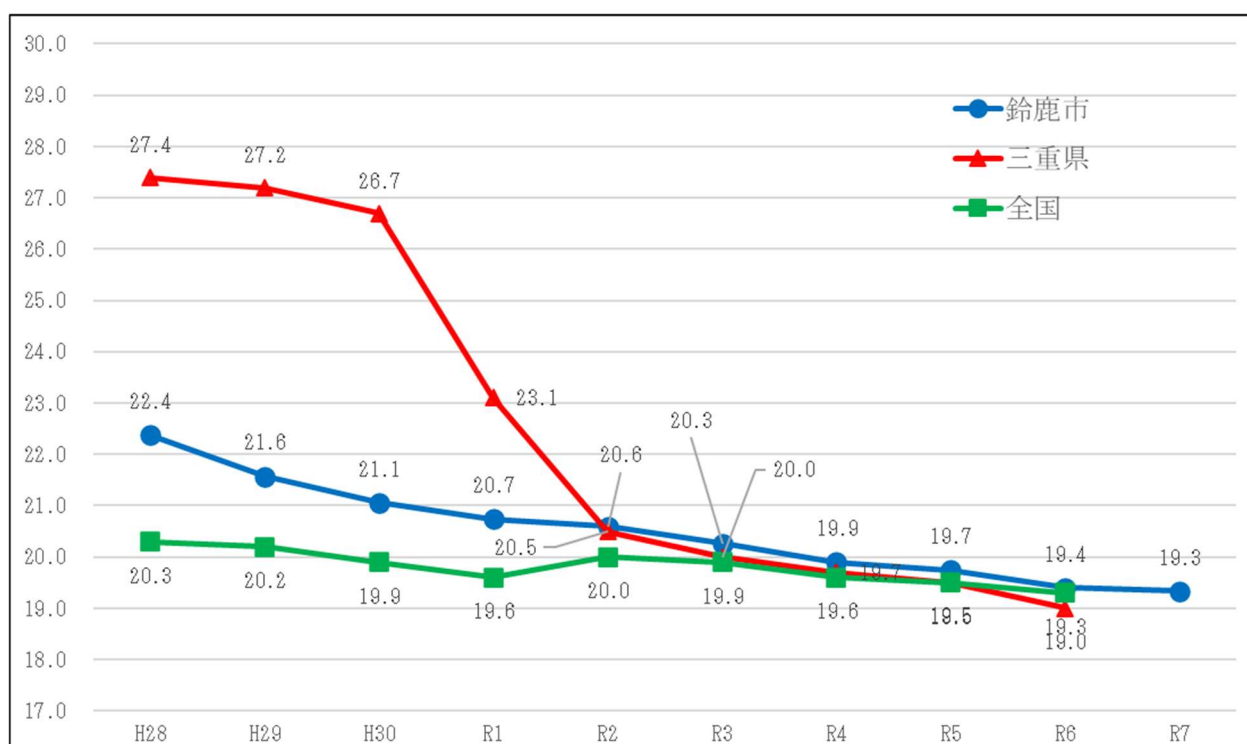
(1) ごみ排出量と人口の推移



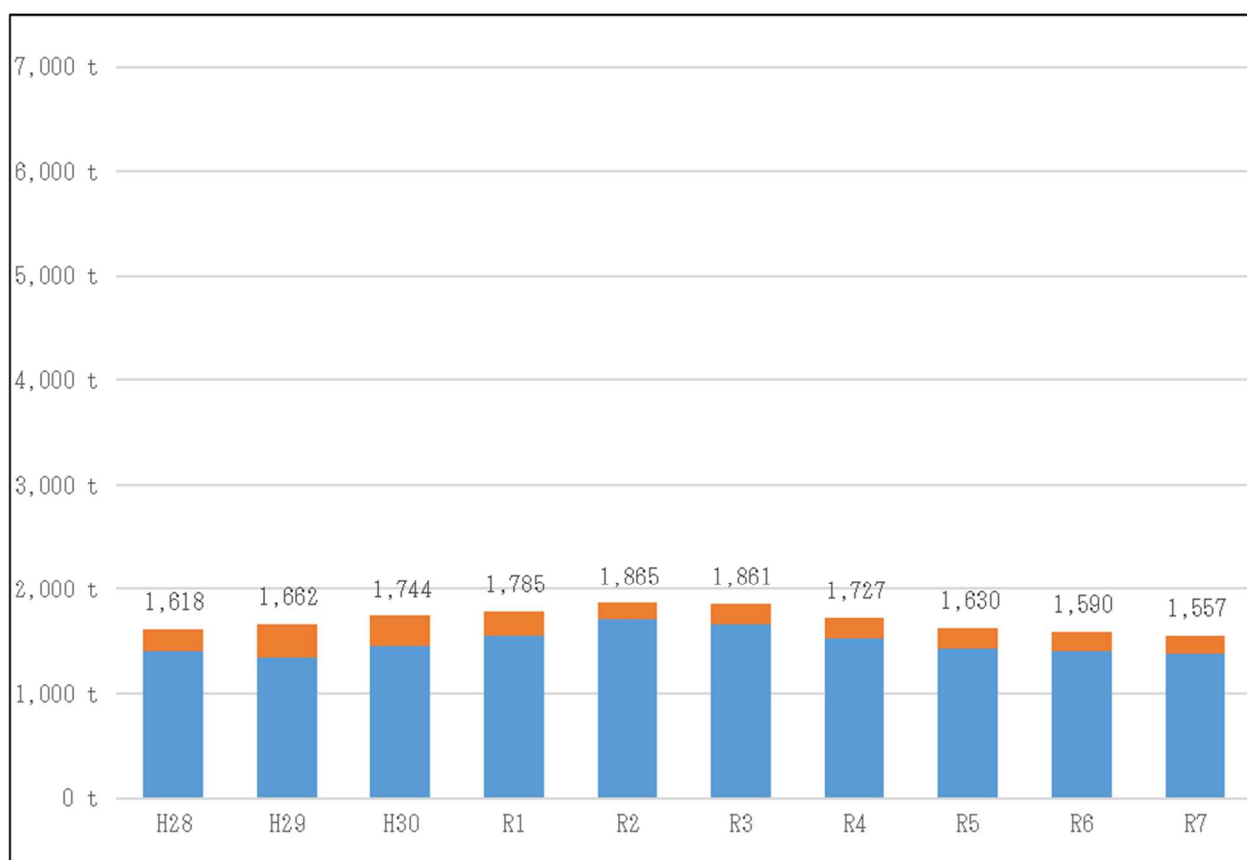
(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移 (g/人・日)



(3) 資源化率の推移 (%)



(4) 最終処分量の推移



3 ごみ収集業務

(1) 収集体制

収集区域は鈴鹿市全域です。ただし、鈴鹿市采女が丘町から排出されるごみについては、四日市市に処理を委託しています。（令和8年4月1日現在 ※（）内は令和7年度初めの数値）

分別の区分		方法	集積所数	回数	業者名
もやせるごみ		集積所収集	3,902 (3,891)	週2回	(株) 鈴 浄 会
もやせないごみ			3,597 (3,578)	月1回	(株) 鈴 友
プラスチックごみ				週1回	快晴興業(有) (もやせないごみ、 プラスチックごみ、 有 害 ご み)
有 害 ご み			2,232 (2,219)	年3回	
資 源 ご み A	新 聞 紙		602 (602)	月2回	大澄興業(有) (もやせるごみ、 もやせないごみ)
	雑誌・雑がみ				
	段 ボ ー ル				
	紙 パ ッ ク				
資 源 ご み B	衣 類				(株) 循 環
	あ き び ん				(有)香取興業
	ペットボトル	(株) 循 環			
	あ き か ん				
粗 大 ご み		戸別有料収集	—	随時	(株) 鈴 友

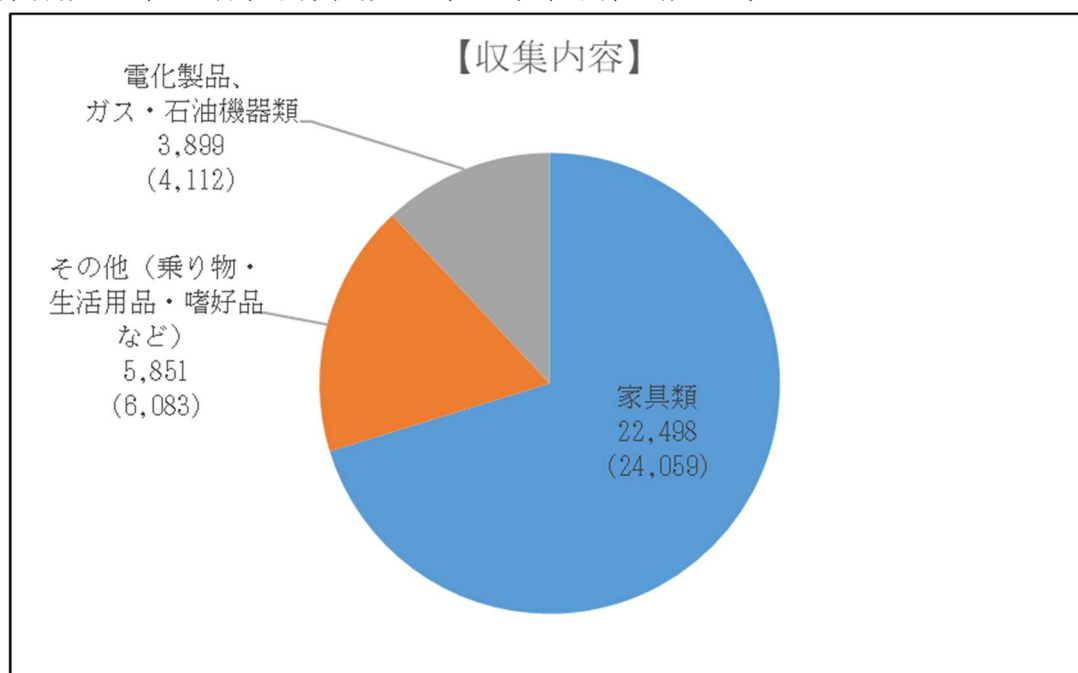
※集積所は重複する箇所があります。

(2) 粗大ごみ戸別有料収集業務

平成9年度以降、集積所方式による収集方法から戸別有料収集に変更し、収集を行っています。粗大ごみを排出の際には、事前に鈴鹿市粗大ごみ受付センターへ電話で申込後に、排出する粗大ごみのはがれにくく見やすいところに「粗大ごみ処理券（1枚200円）」を貼って出す必要があります。なお、家電リサイクル法対象電化製品、パソコン、タイヤ、太陽光温水器、ボイラーなど、収集できない物もあります。

●粗大ごみ収集件数等 ※（）内は令和6年度実績

収集件数 13,944 件、収集個数 32,248 個、収集点数 30,449 点



(3) 公共施設等での拠点回収

利便性を高めるために、下記の場所で回収しています。

回収場所	収集品目			
	乾電池	蛍光管	使い捨てライター	あきかん（アルミ缶、スチール缶別）
市役所（4階 廃棄物対策課）	○	○	○	—
地区市民センター（22ヶ所）	○	○	○	○
公民館（10館）	○	○	○	○
ふれあいセンター	○	○	○	○

4 収集ごみ袋

(1) 認定ごみ袋

鈴鹿市では認定ごみ袋制度を実施しています。ごみ袋を製造・販売したい事業者は事前に申請し、認定された事業者のみが製造・販売できます。

「もやせるごみ」は緑色半透明、「プラスチックごみ」はピンク色半透明、「もやせないごみ」は無

色透明で、サイズはL、M、Sの3種類です。

(2) 有害ごみ専用収集袋

「乾電池専用収集袋(黄色半透明・小袋)」「蛍光管・水銀体温計・鏡用収集袋(黄色半透明・大袋)」を各2枚1セットにして、平成30年度まで毎年3月に各世帯に無償配布していましたが、平成31年度からこれまで配布していた有害ごみ専用収集袋を利用しての排出方法に加えて、中身が見える無色透明の袋でも出す事が出来るように排出方法を追加したため、無償配布は中止となりました。

5 その他の事業

(1) 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業

家庭から排出される生ごみのリサイクルを目的として、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して助成金を交付しています。 ※ () 内は令和6年度実績

【令和7年度実績】 161 (160) 件 1,839,100 (1,559,100) 円
(購入金額の2分の1 最高限度額 15,000 円)

(2) 資源ごみ回収活動奨励金事業

家庭から排出される資源ごみを集団回収した場合、重量に応じて奨励金を交付しています。

※ () 内は令和6年度実績

【令和7年度実績】 延べ199 (246) 件 1,520,204 (2,961,963) 円
(令和6年度1kgあたり3円、令和7年度1kgあたり2円)

(3) 鈴鹿市廃棄物減量等推進員制度

資源ごみ分別収集を開始するにあたり、分別の徹底及び一般廃棄物の減量化を目的として、自治会ごとに廃棄物減量等推進員を設置しました。設置の基準は、原則として1自治会1名となっておりますが、151世帯以上の自治会については、150世帯ごとに1名ずつ追加しています。(任期は原則2年) ※ () 内は令和7年4月1日時点の推進員等数

【令和8年4月1日現在 推進員等数】 推進員委嘱 38 (45) 名
自治会委託 753 (749) 件

(4) 啓発事業

①家庭ごみの分け方・出し方とごみ収集カレンダー

家庭ごみの分け方・出し方と、収集品目別に色分けした各地区のごみ収集カレンダー(20パターン)を全戸に配布しています。

令和7年8月の「スプレー缶・カセットボンベ」、「充電式電池等」の分け方・出し方の変更に伴い、家庭ごみの分け方・出し方を改訂しました。日本語及びやさしい日本語のほか、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、韓国語、タガログ語の翻訳を行い、市ウェブサイト上で公開しています。

②ごみ集積所看板

ごみ集積所に設置するごみ収集日程や、ごみを出すときの注意事項を記載した看板を作

成し、希望者に配布しています。種類は「もやせるごみ」、「プラスチックごみ・もやせないごみ」、「有害ごみ」及び「資源ごみ」で、「有害ごみ」を除いて、日本語の他にスペイン語とポルトガル語の看板も作成しています。また、資源ごみ集積所には「資源物の持ち去り行為禁止」の看板も設置しています。

③美しいまち鈴鹿

小学生4年生向け冊子で、社会科の副読本として授業で活用されています。

（５）鈴鹿市の環境を考えるポスターコンクール

市内の小中学生から、環境やごみに関するポスターを募集して作品を展示します。優秀作品は次年度の冊子「美しいまち鈴鹿」の表紙等に掲載しています。

（６）ごみ減量推進店等制度

ごみ減量推進店、ごみ減量推進事業所及びごみ減量推進グループを認定することにより、ごみ発生抑制と減量を図ることを目的とする制度を、平成13年度から実施しています。当初から継続して5年目を迎えたごみ減量推進店、事業所、グループを、それぞれごみ減量優良店、優良事業所、優良グループとして表彰します。

（７）レジ袋削減(有料化)・マイバッグ推進運動

レジ袋削減によるごみの減量化と地球温暖化防止を目指し、平成20年9月1日から、亀山市と連携してレジ袋無料配布の中止及びマイバッグ持参推進の取組みを行っています。

レジ袋有料化で得た収益金は、地域の社会貢献事業（環境保全事業など）に還元します。

令和2年7月1日からは、法改正により全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化がスタートしたため、本運動の当初の目的は達成したものと判断し、終了しました。

（８）出張！ごみ博士（出前講座）

市内の小学校や自治会等を対象として、ごみの分別やリサイクルについて出前講座を実施しています。 ※（）内は令和6年度実績

【令和7年度実績】 18回開催（小学校11校、自治会等団体7）

（18回開催（小学校16校、自治会等団体2））

（９）おもちゃ病院事業

ボランティアグループ「トイなおす」に所属するおもちゃドクターが、子どものおもちゃの修理を行っています。

（10）資源物の持ち去り対策

平成21年度以降多発している資源物の持ち去り行為により、市民から不安を訴える声が多数寄せられていたため、平成22年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正を行いました。改正条例の施行により、持ち去り行為を行った者に対しては、行政指導に従わない場合、20万円以下の罰金が科されます。本条例の施行に伴い、集積所への警告看板の設置、警察の協

力を仰ぎながら、持ち去り行為者の撲滅に努めています。

(11) 不法投棄対策事業

①不法投棄の現状

市内で発生するごみの不法投棄は、平成 15 年度をピークに減少傾向にありますが、依然として多数の不法投棄が報告されています。 ※ () 内は令和 6 年度実績

【令和 7 年度】 19 (29) 件 (廃棄物対策課通報件数)

②啓発看板

不法投棄禁止看板を作成しています。種類は「日本語＋ポルトガル語」及び「日本語＋スペイン語」の 2 種類があり、設置を希望する土地管理者に配付しています。

③鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

市内全域で多発するごみの不法投棄について、関係機関が一体となって問題解決に取り組むことを目的として、平成 12 年 11 月、「鈴鹿市不法投棄対策連絡会議」を設置し、意見交換や未然防止活動などの対策事業を行っています。

④不法投棄防止監視カメラ

平成 16 年度に 3 基を設置以降、現在 20 基を市内における不法投棄多発箇所に設置しています。設置個所の検討については、鈴鹿市不法投棄対策連絡会議で行われます。

6 災害対策

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

県内各市町と県の間で、災害時における応援活動に関する必要な事項の協定を平成 16 年 10 月 29 日に締結しました。

(2) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

災害時における廃棄物の撤去、収集及び運搬に関して、鈴鹿市清掃協同組合に応援を求めるにあたり必要となる事項の協定を平成 20 年 8 月 26 日に締結しました。

(3) 災害廃棄物等の処理に関する基本協定

災害時に発生する膨大な量の廃棄物を円滑に処理するために、大栄環境株式会社が保有する人員や車両、重機、資材などの支援や、災害廃棄物の収集運搬処理を要請するにあたり必要となる事項の協定を令和 7 年 4 月 17 日に締結しました。

(4) 災害廃棄物処理計画

南海トラフ巨大地震の発生を想定し、大量に生じる災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、市民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として平成 26 年度に策定しました。

7 廃棄物処理施設

(施設位置図)



(1) 鈴鹿市清掃センター

(全景)



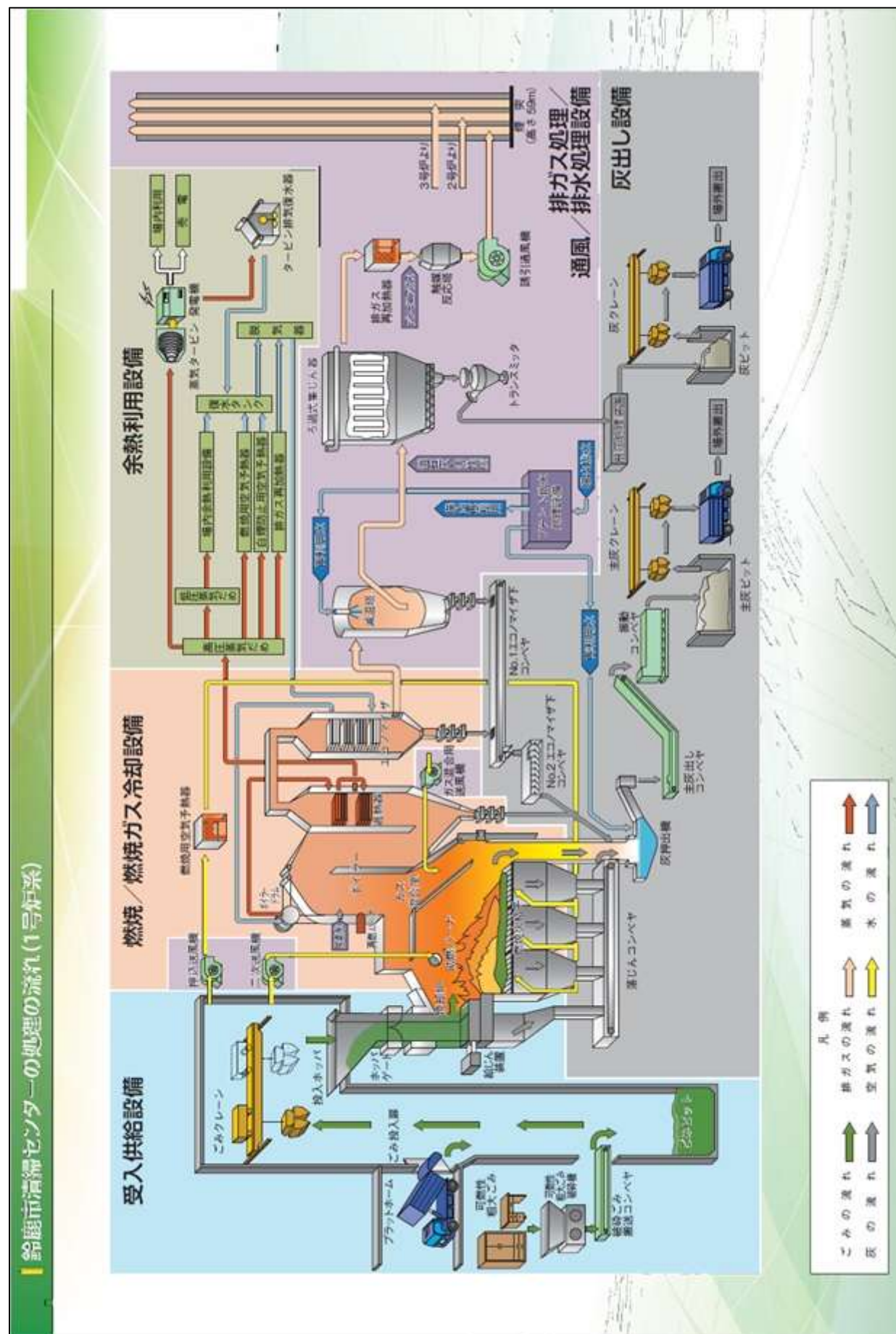
(施設配置図)



①施設の概要

施設名称	鈴鹿市清掃センター
所在地	鈴鹿市御薊町 3688 番地
公称能力	270t/24h
業務開始	平成 14 年 8 月 24 日
処理対象	可燃ごみ
敷地面積	45,967.06m ²
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 4 階 地下 1 階 延床面積 11,590.91m ²
焼却設備	煙突高さ 鉄筋コンクリート造 59m 焼 却 炉 : 連続燃焼式ストーカ炉 (90t/24h) × 3 炉
余熱利用設備	蒸 気 ター ビ ン : 多段衝動復水タービン 発 電 機 : 三相交流同期発電機 (3,000 kW)

②処理の流れ

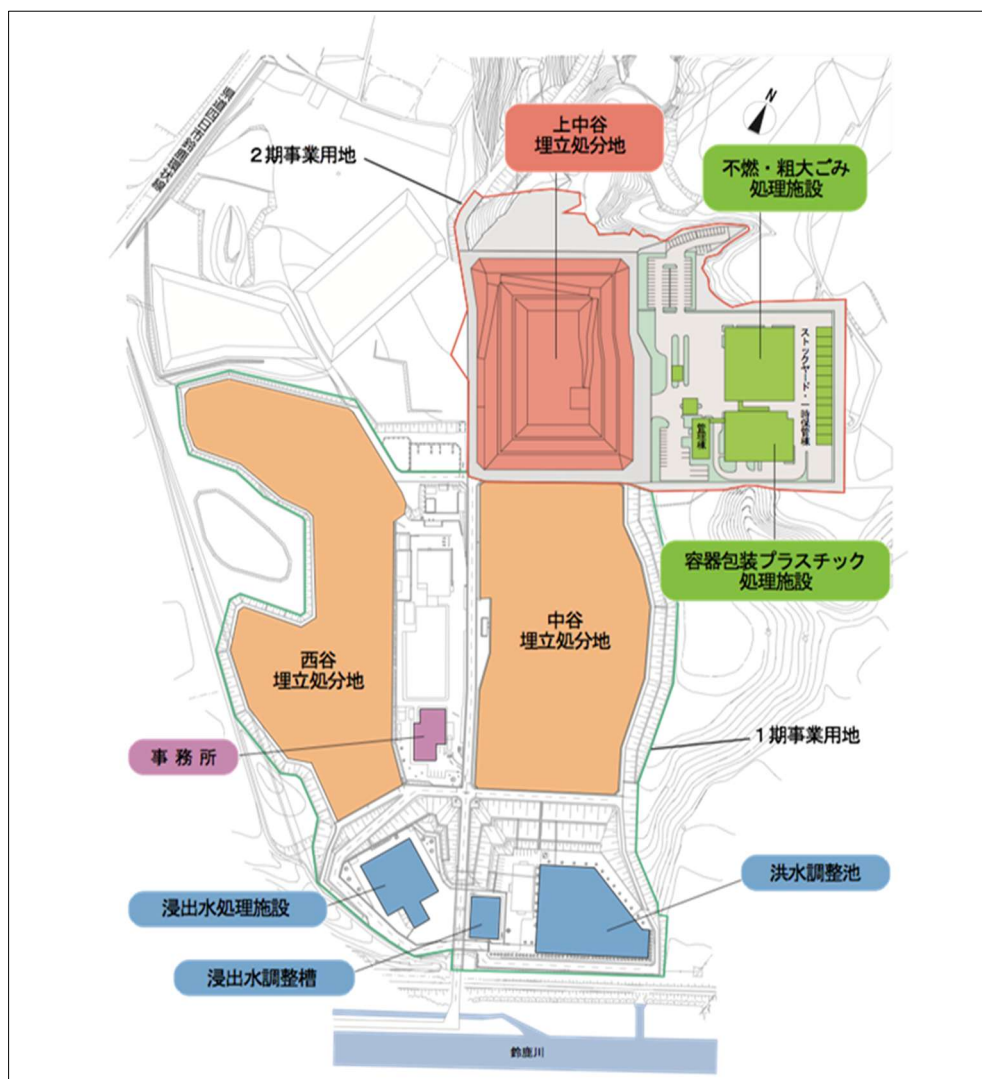


(2) 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター

(全景)



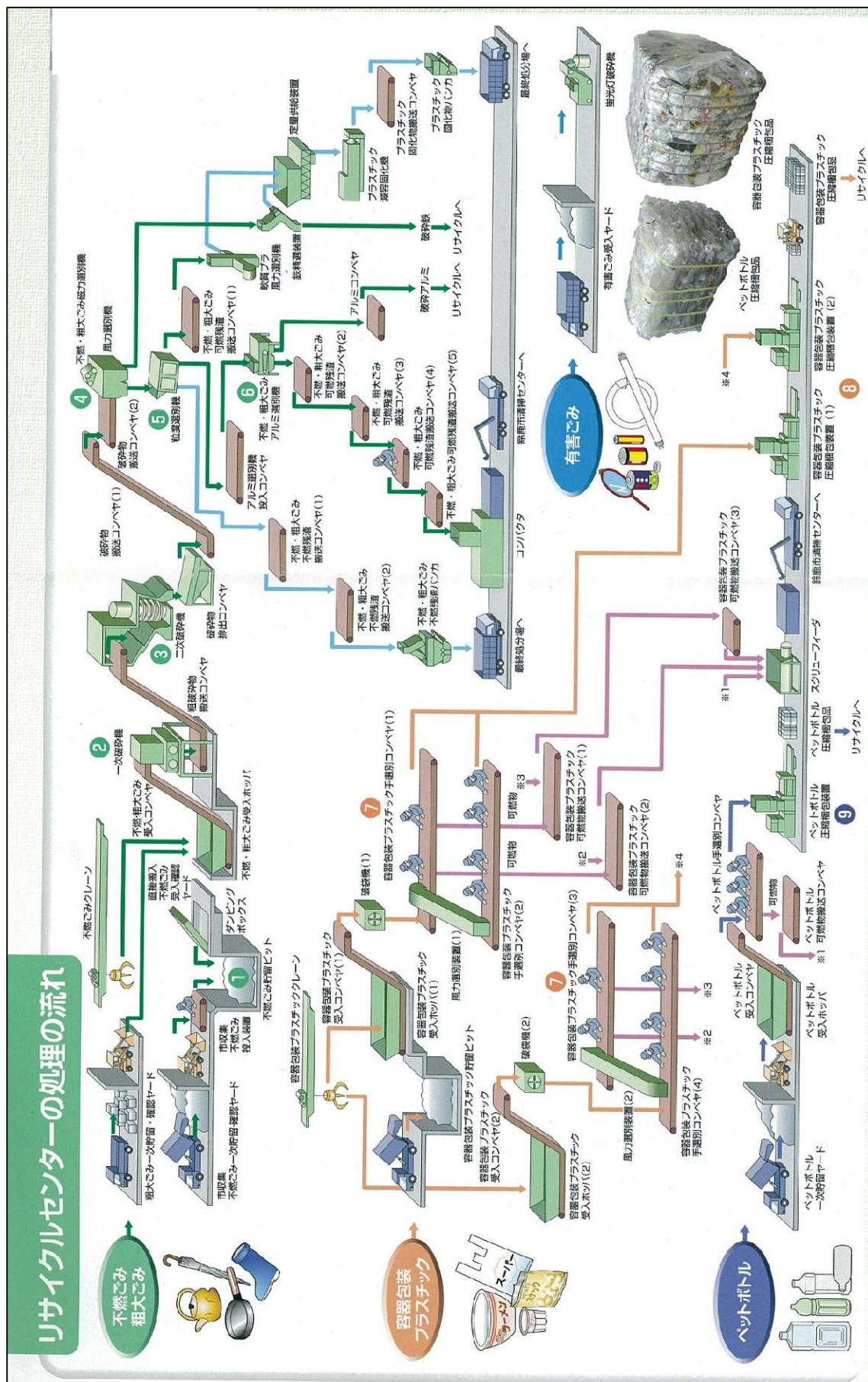
(施設配置図)



①施設の概要

施設名称	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（2期事業）
所在地	鈴鹿市国分町 1700 番地
土地所有	借地方式
業務開始	容器包装プラスチック処理系統 平成 22 年（2010 年）4 月 不燃・粗大ごみ処理系統、ペットボトル処理系統、有害ごみ処理系統 平成 23 年（2011 年）4 月
事務所	管理棟面積 864m ²
処理対象物	【処理施設】 容器包装プラスチック、不燃ごみ・粗大ごみ、ペットボトル、有害ごみ
処理能力	容器包装プラスチック処理系統 22t/(5h・日)（破袋） 不燃・粗大ごみ処理系統 44t/(5h・日)（5 種選別） ペットボトル処理系統 2t/(5h・日) 有害ごみ処理系統 2t/(5h・日)
処理施設 （延床面積）	容器包装プラスチック処理棟 3,760 m ² 不燃・粗大ごみ処理棟 3,470 m ² ストックヤード・計量棟（2 棟） 1,060 m ² 構造 地上 3 階建 鉄骨造一部 R C 造（容器包装プラスチック処理施設） 地上 3 階建 鉄骨造一部 R C 造（不燃・粗大ごみ処理施設） 地上 2 階建 R C 造（管理棟） 地上 1 階建 鉄骨造（ストックヤード棟、計量棟（2 棟）） ごみ計量機 3 基（入口側：2 基、出口側：1 基） 最大目盛 30 t、最小目盛 10 kg
埋立対象物	【最終処分場施設】 破碎不燃物、プラスチック固化物、焼却残渣、土砂、ガレキ
敷地面積	1 期事業 98,800 m ² 2 期事業 23,400 m ²
埋立面積	1 期事業 48,000 m ² 2 期事業 15,600 m ²
埋立容量	1 期事業 335,900 m ³ 2 期事業 125,300 m ³
洪水調整池	13,500m ³
処理能力	【浸出水処理施設】450m ³ /24h（日平均）
調整槽容量	5,400m ³ （1 期事業：2,300 m ³ 、2 期事業：3,100 m ³ ）
処理方式	接触酸化方式： 生物脱窒素処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋キレート樹脂吸着＋滅菌

②処理の流れ



(3) その他の施設

①市内の一般廃棄物再生利用施設

奥村産業株式会社	
施設の種類	ごみ処理施設
処理する廃棄物の種類	草・剪定枝（市内で発生した事業系一般廃棄物及び行政発注による公共事業で排出された剪定枝に限る。）
設置場所	鈴鹿市大久保町字釘貫 484 番地の 9
指定年月日	当初 平成 17 年 8 月 31 日 更新 令和 7 年 9 月 1 日
処理方式	堆肥化

②市内の一般廃棄物中間処理施設

鈴鹿リサイクルセンター有限会社	
施設の種類	ごみ処理施設（破碎施設）
処理する廃棄物の種類	粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ、混合ごみ
設置場所	鈴鹿市住吉町 8440 番地
処理能力	粗大ごみ 68.19 t /14 h、不燃ごみ 340.93 t /14 h 可燃ごみ 136.37 t /14 h、資源ごみ 340.93 t /14 h 混合ごみ 238.65 t /14 h
許可年月日	令和 2 年 6 月 8 日
許可番号	鈴地防第 5558 号
処理方式	破碎機

施設の種類	ごみ処理施設（破碎施設）
処理する廃棄物の種類	粗大ごみ及び可燃ごみ（いずれも木くずに限る。）
設置場所	鈴鹿市住吉町 8440 番地
処理能力	粗大ごみ 348.6t/14h、可燃ごみ 348.6t/14h
許可年月日	平成 28 年 3 月 18 日
許可番号	鈴地防第 5558 号の 2
施設の種類	ごみ処理施設（破碎施設）

施設の種類	ごみ処理施設（破碎施設）
処理する廃棄物の種類	粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ、混合ごみ
設置場所	鈴鹿市住吉町 8440 番地

処理能力	粗大ごみ 514.5 t /14h、不燃ごみ 2572.5 t /14h、 可燃ごみ 1029 t /14h、資源ごみ 2572.5 t /14h 混合ごみ 1800.75 t /14h
許可年月日	令和2年6月8日
許可番号	鈴地防第5558号の2
処理方式	せん断

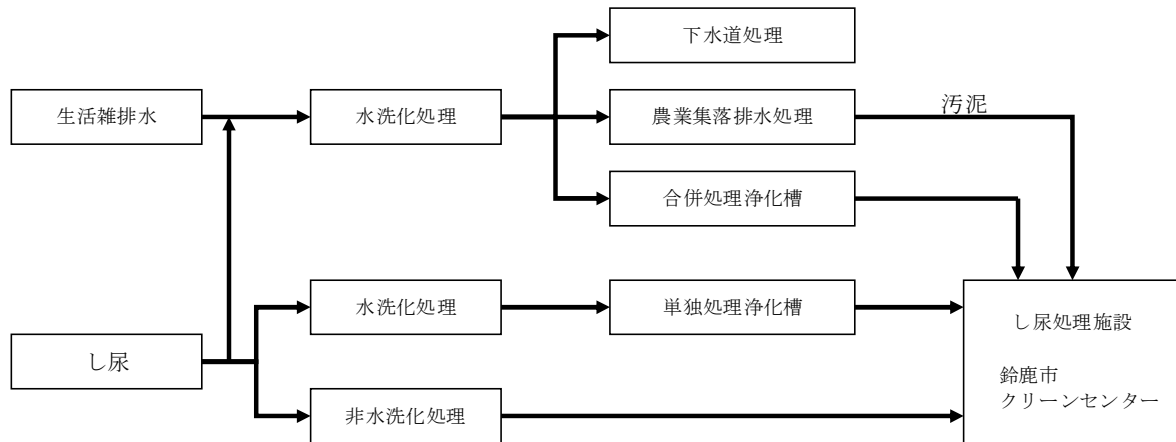
株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット	
施設の種類	ごみ処理施設（選別施設）
処理する廃棄物の種類	混合ごみ（紙屑、スチール缶、アルミ缶、プラスチック、 瓶、残飯）
設置場所	鈴鹿市御菌町4569番地の3
処理能力	160 m ³ /24h、6.4 t/8h
許可年月日	平成6年7月8日
許可番号	鈴保第231-2号
処理方式	3軸回転破碎（破袋）機、風力選別機、永磁式吊下磁選機、 アルミ選別機

三愛紙業株式会社	
施設の種類	ごみ処理施設（圧縮、梱包）
処理する廃棄物の種類	古紙
設置場所	鈴鹿市安塚町字野瀬1491番地の3
処理能力	113 t/7h
許可年月日	平成14年5月28日
許可番号	北生環鈴第508-8号

株式会社エコスポット	
施設の種類	ごみ処理施設（圧縮、梱包）
処理する廃棄物の種類	紙くず
設置場所	鈴鹿市伊船町2367番地2
処理能力	176 t/日（8時間）
許可年月日	平成23年2月15日
許可番号	四農環第5554号

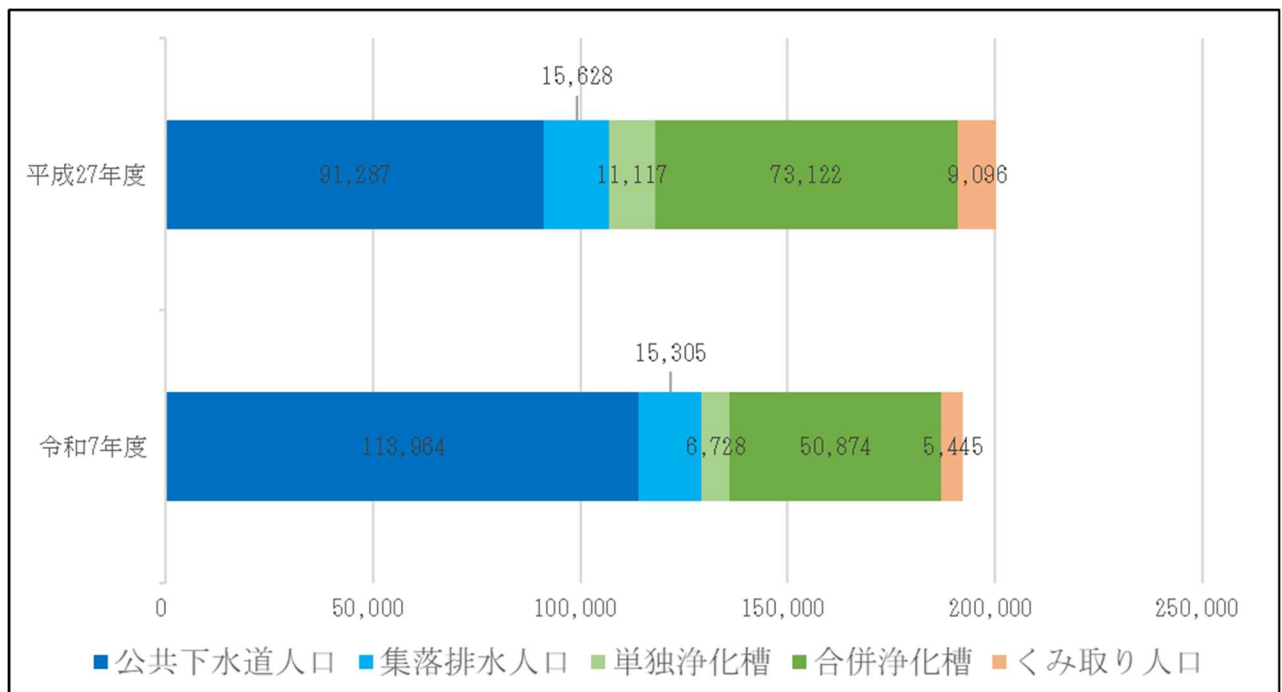
第5章 し尿・浄化槽汚泥処理事業

1 し尿・浄化槽汚泥処理の流れ



※計画処理区域外（鈴鹿市采女が丘町）から排出される生活排水は、四日市市の公共下水道に接続し処理しています。

2 処理方法の推移



3 し尿・浄化槽汚泥搬入実績 ※（）内は令和6年度実績

	し尿	浄化槽汚泥	農業集落排水汚泥
搬入量（kℓ）	5,208 (5,355)	31,411 (32,566)	6,891 (6,986)

本市の場合、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の普及に伴い、し尿の搬入量が減少し続け、搬入量はピーク時（昭和50年度の搬入量53,201kℓ）の約9.8%になっています。

4 し尿・浄化槽汚泥収集業務

（1）収集体制（令和8年4月1日現在）

し尿は許可業者1社が、浄化槽汚泥は許可業者11社が定期的に計画収集をしています。

また、学校・公園等の公共施設は委託業者が随時に収集し、すべて「鈴鹿市クリーンセンター」で衛生的に処理しています。

（2）許可業者（令和8年4月1日現在）

①し尿収集許可業者

有限会社 勝栄興業

②浄化槽汚泥収集許可業者・浄化槽清掃業許可業者

株式会社 朝日工業	大澄興業 有限会社
快晴興業 有限会社	有限会社 香取興業
有限会社 勝栄興業	株式会社 信誠興業
株式会社 鈴友	株式会社 循環
有限会社 丸昭清美社	有限会社 大輝興業
株式会社 鈴浄会	

5 下水道の整備等に伴うし尿収集業の合理化事業

本市のし尿くみ取り業務は、昭和32年鈴鹿市清掃条例制定後、特別清掃区域を指定し、直営と許可制により開始しました。その後昭和40年、処理場の開設に伴い許可制と委託制になり今日に至っています。

し尿の搬入量については、浄化槽等の普及により、昭和50年（53,201kℓ）をピークに年々減少し続けています。

また、本市では「住民の生活環境の改善」、「河川海岸等の公共用水域の環境保全」の観点から公共下水道の整備を進めていますが、このことが要因となり、し尿収集業者の業務量は激減し、業務の縮小と事業の転換を余儀なくされています。これら影響への対処は、し尿収集業者の経営努力を基本としていますが、経営者及び従業員の高齢化をはじめ、新たな業務への転換は容易なことではありません。

そこで将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、し尿収集業者の業務の安定を保持することを目的として、合理化事業計画（平成9年4月（平成11年1月変更・平成13年2月第2回変更）、平成14年10月、平成18年4月、平成27年4月（平成29年3月変

更・令和2年2月第2回変更）及び令和3年4月）を策定し代替業務等による支援策を実施しています。

これまでに9業者が業務転換し、現在は1業者でし尿収集業務を行っています。

代替業務の内容は、次のとおりです。

- ① 粗大ごみ戸別収集業務
- ② 資源ごみ収集業務
- ③ もやせるごみ、プラスチックごみ、もやせないごみ、有害ごみ収集業務
- ④ 一般廃棄物収集運搬業許可（取扱い廃棄物の種類：特定家庭用機器再商品化法に規定する家電4品目）
- ⑤ 廃棄物拠点回収（乾電池、蛍光灯等の有害ごみ）
- ⑥ まちかど美化推進事業業務
- ⑦ クリーンセンター脱水汚泥等搬送業務
- ⑧ 農業集落排水処理施設の維持管理、保守点検及び清掃業務
- ⑨ 資源ごみ等搬送業務

6 災害対策

（1）三重県災害等廃棄物処理応援協定

県内各市町と県の間で災害時における応援活動に関する必要な事項の協定を平成16年10月29日に締結しました。

（2）災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

災害時における廃棄物の撤去、収集及び運搬に関して、鈴鹿市清掃協同組合に応援を求めるにあたり必要となる事項の協定を平成20年8月26日に締結しました。

（4）災害廃棄物処理計画

計画の中で災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定され、避難所等から発生するし尿に対応するために、クリーンセンターの被災状況や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を確保、整備すると規定しています。（平成26年度策定）

また市内各小学校に非常用簡易トイレを配備しています。これは、使用者が一回ごとに袋に収納できるもので、使用後は固体化するため、最終的に清掃センターで焼却でき、衛生的に処理が可能なものとなっています。

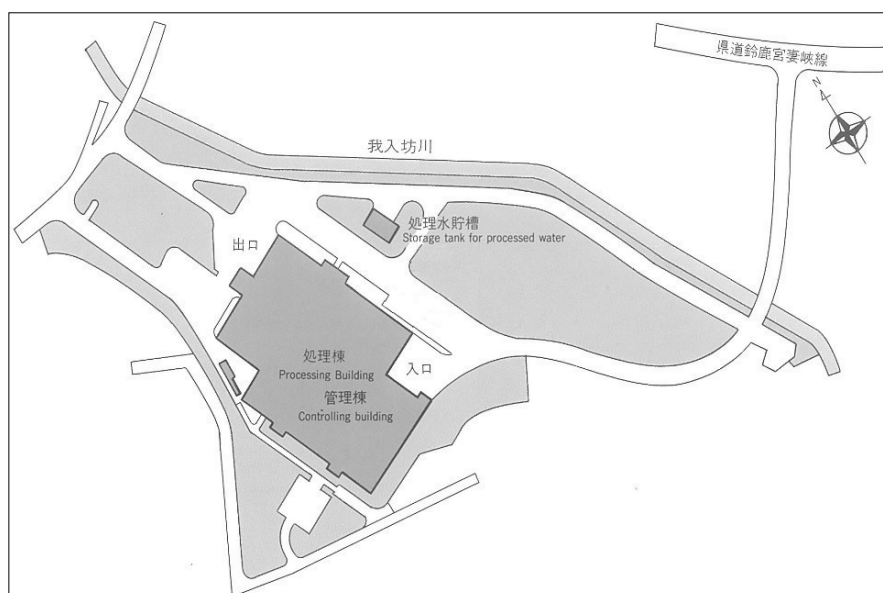
【備蓄状況】市内各小学校に非常用トイレ便座 各10個、処理袋数 各9,000袋

7 鈴鹿市クリーンセンター（し尿処理施設）

（全景）



（施設配置図）

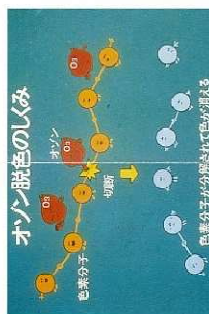
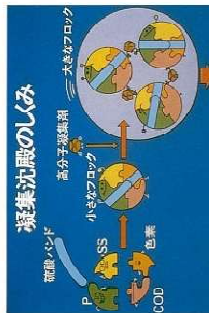
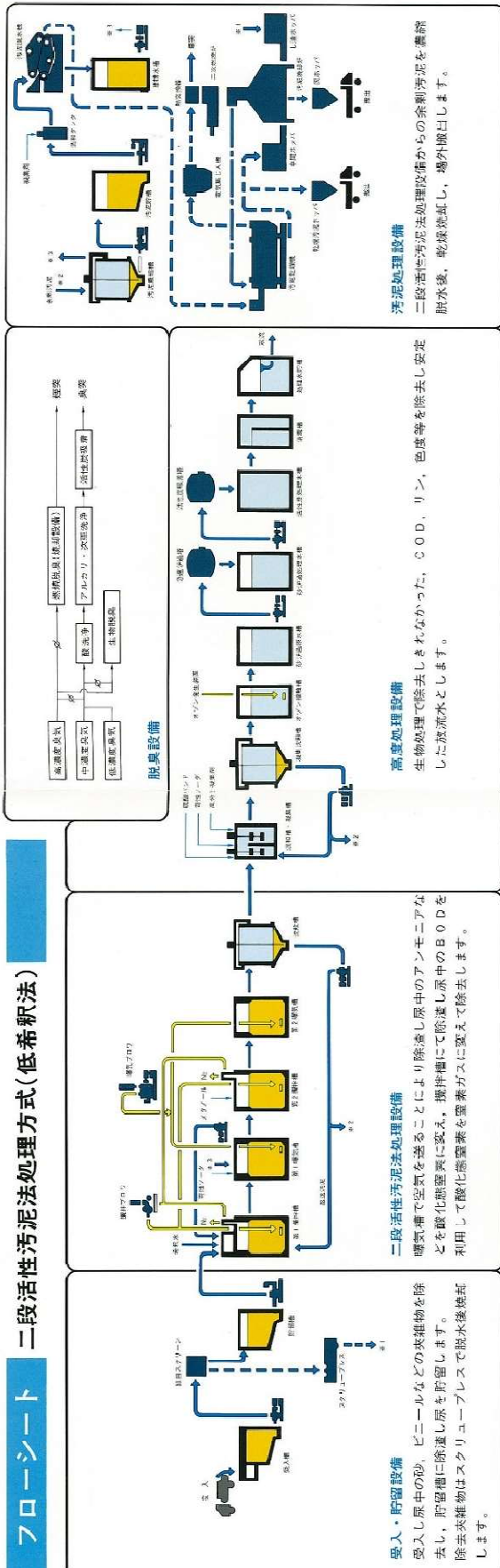


①施設の概要

施設名称	鈴鹿市クリーンセンター
所在地	鈴鹿市上野町 630 番地
業務開始	昭和 63 年 9 月 1 日
敷地面積	32,341.65 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階（延床面積 13,010.15 m ² ）
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
公称能力	270 kℓ/日（し尿 192 kℓ/日・浄化槽汚泥 78 kℓ/日）
処理方式	二段活性汚泥法処理方式（低希釈）＋高度処理
高度処理	凝集沈澱＋オゾン接触酸化＋砂ろ過＋活性炭吸着
希釈水の種類	地下水
放流先	我入坊川（準用河川を経て一級河川・鈴鹿川へ）
処分方法	し渣及び脱水汚泥は焼却後、焼却灰を埋立処分（当初） し渣及び脱水汚泥は清掃センターにて焼却（H23～現在）

②処理の流れ

フローシート



投入量



中央制御室



水質試験室



干燥烧却室

第6章 廃棄物処理年表

1 廃棄物処理年表（ごみ処理）

年	月	記 事
明治 12	3	「市街地掃除規則及廁構造並屎尿汲取規則」制定
明治 33	5	「汚物清掃法」制定
昭和 5	5	「汚物清掃法」改正
昭和 17	12	鈴鹿市制の誕生にともない民生課が設置される
昭和 29	4	「清掃法」制定
昭和 32	7	「鈴鹿市清掃条例」制定 特別清掃地域内のごみ収集を有料による戸別収集開始 収集方式は月 4 回。収集対象は神戸、白子、玉垣、牧田、河曲地区内の非農家世帯や、集団的に住宅が建設されている自治会で市に処理を希望する家庭。希望者は自治会長を通じ、市へ申し込む。 収集手数料は、一世帯当月 30 円。
昭和 34	9	庁内機構改革により衛生課となる。
昭和 35	4	特別清掃地域指定の追加 矢橋町、西条町、玉垣町、旭が丘、江島町、原永町、南若松町、北若松町、平田町、寺家町、大池町及び千代崎町
昭和 36	4	市営塵芥焼却場開設（20 t /8 h 炉）
昭和 38	4	特別清掃区域内に集積所方式を試行的導入
昭和 40	4	ごみ処理手数料改定
昭和 41	7	収集業務の一部を民間に委託（鈴鹿衛生社） 特別清掃指定の追加 住吉町、庄野町、加佐登町、算所町、三日市町、道伯町、十宮町、北長太町、南長太町、下箕田町、肥田町及び磯山町
	8	市営塵芥焼却場増設（10 t /8 h 炉・計 30 t 炉） 「広瀬ごみ捨場」開設
昭和 43	4	一般家庭収集分の全てを民間委託 直営収集は、大口排出箇所、集積場、不燃物
昭和 44	4	ごみ収集業務を全面民間委託（鈴浄会、鈴鹿衛生社） もえるごみ、もえないごみの分別収集開始 特別清掃地域指定の追加 平野町、国府町、高塚町、石薬師町、稲生町、木田町、河曲町、野辺町、高岡町、一ノ宮町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、北堀江町及び南堀江町
	5	庁内機構改革により、民生部衛生課となる。
昭和 45	4	集積所方式による市内全地区収集となる。
	8	市営塵芥焼却場改造建設（バッチ式 60 t /8 h 炉）
	12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定

昭和 47	3 4 5 5 10	「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 「市営塵芥焼却場」を「御座池焼却場」と改称 「広瀬ごみ捨場」閉鎖 「国分不燃物処分場」開設（4月～10月） 「深谷処理場」開設
昭和 48	4 7	庁内機構改革により民生部環境課となる。 深谷処理場、広瀬ごみ捨場集中豪雨により被害を受ける。
昭和 49	2 3 7 9 10	粗大ごみ収集開始 広瀬ごみ捨場浸出水処理槽設置（25.4 m ³ ） 深谷処理場に汚水受水槽設置（50 m ³ ） 深谷処理場に王塚終末処理施設設置 深谷処理場に粗大ごみ破砕機設置（50 t / 5 h）
昭和 50	4	庁内機構改革により市民生活部清掃管理課として独立。 もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ収集を全地区対象に。
昭和 51	3	深谷処理場に凝集沈殿設備設置（1,000 m ³ ）
昭和 52	3 4 7	「鈴鹿市環境センター」完成 広瀬ごみ捨場浸出水処理施設設置（86.2 m ³ ） 御座池焼却場改造増設（準連続機会炉 80t/16h）
昭和 54	10 11	「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」制定 一般廃棄物処理業許可書交付（10 業者）
昭和 57	4 5 6 9	広瀬ごみ捨場跡地を運動広場造成（7,620 m ² ） 有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計、鏡）の収集開始 散在性廃棄物（あきかん）対策事業のモデル市となる。 散在性廃棄物対策事業「クリーン作戦あきかん0の日」実施 深谷処理場にあきかん圧縮機・磁選機を設置
昭和 58	3 10	深谷処理場遮水堰堤完成 「鈴鹿市清掃センター」起工
昭和 60	4 10	有害ごみ処理を民間委託（北海道野村鉱産㈱イトムカ鉱業所） 御座池焼却場閉鎖 鈴鹿市清掃センター開設（全連続燃焼機械炉 120 t / 24 h 2 基） 焼却灰処分を民間処理業者（上野市、㈱ヤマゼン）へ委託
昭和 61	4	有害ごみ処理作業棟完成 「鈴が谷厚生センター」完成 清掃センターのごみ焼却余熱利用する施設で、市民に開放 乾電池と他の有害ごみを分別収集（委託業者の乾電池専用処理場完成）
平成 2	12	あきかん回収事業（くうかん鳥）開始
平成 3	4 5 10	「再資源の利用の促進に関する法律」制定 資源ごみ回収活動奨励金交付事業開始 「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正

平成 4	6 7 9	鈴鹿市生ごみ処理容器購入費助成金交付事業開始 「平成 3 年廃棄物処理法改正法」施行 小動物の焼却処分を「清掃センター」で開始（移動式焼却炉） 采女が丘町からの一般廃棄物（ごみ）を四日市市に処理委託
平成 5	3 4 6 9 10 11	「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改訂 「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター」完成 あきかん回収事業（あきかんポスト）開始 「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（省エネ・リサイクル法施行）」の施行 「鈴鹿市廃棄物処理施設条例」制定 資源ごみ（あきびん）回収事業モデル（神戸）開始 「環境基本法」の制定
平成 6	4 7	鈴鹿市家庭ごみ焼却炉購入費補助金交付事業開始 鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会（第 1 期）
平成 7	4 6 7 12	深谷処理場浸出水処理施設稼動 「容器包装リサイクル法」の制定 資源ごみ（あきびん）回収モデル事業（箕田）開始 鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会答申
平成 8	7	資源ごみ（古紙、あきかん、衣類）回収及び粗大ごみ戸別収集モデル事業（神戸）開始
平成 9	3 4 6 7 9 12	深谷処理場閉鎖 くうかん島廃止 資源ごみ回収、粗大ごみ戸別収集モデル地区事業の廃止 資源ごみ分別収集、粗大ごみ戸別収集全市で開始（9 種 15 分別） ごみ収集業務を 4 社に民間委託 （鈴浄会・鈴友・鈴鹿清掃・香取興業） 認定ごみ袋制度導入 廃棄物減量等推進員（ごみ減量指導員）制度開始 不燃物リサイクルセンターペットボトル減容機棟業務開始 「平成 9 年廃棄物処理法改正法」の制定 認定ごみ袋制度の完全実施 あきびんストックヤードの利用開始 不燃物リサイクルセンター火災事故
平成 10	3 6	鈴鹿市家庭ごみ焼却炉購入費補助金交付事業廃止 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の制定
平成 11	2 3 4 7	プラスチックごみ分別収集開始（10 種 16 分別） 「リサイクルくるくる市場」システム運用開始 ごみ収集業者を 1 社追加（快晴興業） プラスチックごみ減容固化処理施設完成

	9	鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会（第2期）
平成 12	2	「循環型社会形成推進基本法」 鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会答申
	5	「平成 12 年廃棄物処理法改正法」 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」 「再生資源の利用の促進に関する法律改正法」 （名称変更：「資源の有効な利用の促進に関する法律」） 「国等の環境物品等の購入促進等に関する法律（グリーン購入法）」以上 6 法律 制定
	6	清掃センター改築工事着工
	11	「鈴鹿市不法投棄連絡会議」の発足
平成 13	2	生ごみ堆肥化モデル事業 （飯野給食共同調理室に堆肥化装置を設置）
	4	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行 粗大ごみから家電 4 品目を除く ごみ減量推進店等制度実施
	6	公共施設でのごみ（乾電池、ビデオテープ・カセットテープ、蛍光灯）の拠点回収実施 不法投棄対策指針の策定
	8	不燃物リサイクルセンター火災事故
	11	鈴鹿市不法投棄対策連絡会議マスコットキャラクター「愛称：クリン」と啓発 標語「捨てないできれいな街を守るため」決定
平成 14	4	「もやせないごみ」のカセットボンベ・スプレー缶を無色透明の別袋で出すよう変更（10 種 17 分別） 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
	5	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行
	6	鈴が谷厚生センター廃止
	7	鈴が谷厚生センター運動施設を鈴が谷運動広場として存続
	8	清掃センター改築（全連続燃焼機械炉 90 t / 24 h 2 基新設） （全連続燃焼機械炉 120 t / 24 h 2 基廃止）
	9	不燃物リサイクルセンター爆発事故・もやせないごみ手選別開始
	10	「まちかど美化推進事業」開始（大輝興業）
	11	第 1 回「おもちゃ病院」開催（会場：市民会館）
平成 15	4	カセットテープ・ビデオテープ類を特別扱いで「もやせないごみ」または「拠点回収」から「もやせるごみ」に変更
	10	「資源有効利用促進法」に基づくパソコンの回収リサイクル開始
	12	清掃センター改築（全連続燃焼機械炉 90 t / 24 h 1 基新設）

平成 16	4	庁内機構改革により環境部廃棄物対策課となる 粗大ごみ収集からパソコンを除く
	11	「おもちゃ病院」ボランティア団体『トイなおす』として独立
平成 17	4	資源ごみBペットボトルに関して大きさを問わずすべて回収に変更 「出張！ごみ博士」開始
平成 18	11	優良ごみ減量推進店等表彰式開催
	12	「処理困難物一斉収集の日」開催（鈴鹿地域職業訓練センター）
平成 20	4	粗大ごみ収集受付センターの電話通訳システム開始
	7	生ごみ堆肥化モデル事業終了
	8	「災害時における廃棄物の処理に関する応援協定」を締結
	9	レジ袋削減（有料化）・マイバッグ推進運動開始
平成 21	2	新しいプラスチックごみルールモデル地区での試験収集開始（加佐登・石薬師・河曲・栄・天名/合川・一ノ宮・箕田・若松地区）
	3	「鈴鹿市災害廃棄物処理対策マニュアル」の策定
平成 22	2	不燃物リサイクルセンター2 期工事に伴う容器包装プラスチック処理施設竣工 及びモデル地区9 地区で新しいプラスチックごみルールでの分別収集開始 容器包装プラスチック処理施設竣工全面稼働・分別収集開始
	10	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
平成 23	3	（資源ごみ持ち去り禁止条例の告示）
	4	不燃・粗大ごみ処理棟施設及び2 期事業施設の全面稼働 拠点回収で「使い捨てライター」の収集開始 排ガス測定結果・放流水測定結果等の「廃棄物処理施設に係る維持管理情報」 のインターネットでの公表開始
	7	資源ごみ持ち去り禁止条例施行開始 資源ごみ持ち去り防止パトロール開始
	10	「リサイクルフェア」開催（会場：労働福祉会館）…今回で終了。
平成 25	2	清掃センターが「再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電設備）」の認定を取得
	4	単独公民館（併設公民館は地区市民センター）、ふれあいセンターでの蛍光灯拠点回収開始
	12	小型家電リサイクル試行開始
平成 26	4	小型家電リサイクル開始 小学校、保育所及び幼稚園での拠点回収を廃止
	9	不燃物リサイクルセンターで資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック及び衣類）の搬入受付を開始
平成 27	3	災害廃棄物処理計画の策定
	9	「リサイクルくるくる市場」を終了
平成 28	4	不燃物リサイクルセンターで家庭用パソコンの搬入受付を開始
	8	インターネット版鈴鹿市ごみ分別辞典を公開

平成 30	5	鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、市長から鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会に諮問書を提出。以降、計 5 回の審議会を開催。
平成 31	3 4	鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画の策定 有害ごみ（乾電池、鏡、蛍光管、水銀体温計）は、無色透明の袋で出せるように改定 資源ごみ A で「雑がみ（飲食料品の空箱やビニールを取り除いたティッシュの箱など）」は、紙製の取っ手がついた紙袋に入れて排出可能に 食品ロスゼロチャレンジ！モニター試行調査の実施
令和 2	4 6	清掃センター改築（出口専用の計量棟や資源ごみ置場の運用を開始） レジ袋削減（有料化）・マイバッグ推進運動終了
令和 4	4	庁内機構改革により環境部環境施設課が設置される
令和 5	5 6	鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、市長から鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会に諮問書を提出。以降、計 4 回の審議会を開催。 鈴鹿市資源回収協力店登録制度を開始
令和 6	3 8	鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画の改定 「生ごみの水切りアイデアコンテスト」を開催
令和 7	4 8	「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結 「スプレー缶・カセットボンベ等」の処理を民間委託し、穴開けを不要に 「充電式電池等」を無色透明の別袋で排出するよう変更（10 種 18 分別）

2 廃棄物処理年表（し尿処理）

年	月	記 事
明治 33	4	「汚物清掃法」制定 「下水道法」制定 「清潔保持に関する取締規則」を警視庁が発令
大正 6	4	「塵芥下水廁取締規則」制定
大正 10		「水槽便所取締規則」警視庁が発令
昭和 5		「汚物清掃法」改正（し尿の自由汲取禁止）
昭和 10		大都市のし尿海洋投棄が大阪湾、東京湾で開始 戦前戦後を通じ、商業地が多く人が集まる神戸、白子地域の近隣農家の人々は、当時金肥と呼ばれていたし尿に対し野菜、米を代価として汲み取り契約をかわしていた。それでも農作物の肥料として不足する稲生地区等は、名古屋のし尿を買い受ける株制度を確立していた。
昭和 17	12	鈴鹿市制の誕生に伴い民生課が設置される。
昭和 25		「建築基準法」制定
昭和 28		消化処理法によるし尿処理が東京都で開始
昭和 29	4	「清掃法」制定
昭和 31		化学処理法によるし尿処理が別府市、大分市、清水市で開始
昭和 32	7	好気性処理によるし尿処理が愛知県一色町で開始 「鈴鹿市清掃条例」制定 鈴鹿市特別清掃区域に神戸町、白子町を指定 一般家庭約 1,000 戸と学校を対象として小型三輪バキューム車(1.8kℓ) 1 台、1 石オケ 6 桶を乗せたリヤカー4 台で希望申込者の汲み取りを開始。処分は市内の農業地域に 10 ヶ所に 1,500 石～2,000 石(270～360kℓ)の貯留槽を設け農家へ肥料として無料提供。汲み取り券制度で自治会長に販売依頼。
昭和 33	12	「水質保全法」制定
昭和 34	9	庁内機構改革により衛生課となる。
昭和 35	1	特別清掃地域指定の追加 矢橋町、西条町、玉垣町、旭が丘、江島町、原永町、南若松町、北若松町、平田町、寺家町、大池町及び千代崎町
昭和 40	4	東谷処理場開設（公称能力 78kℓ／日 嫌気性消化方式） 汲み取り業の許可制実施 リヤカー汲み取りを行っていた職員を処理場の運転員に配置したため、手汲み制度を廃止する。
昭和 45	4 12	「鈴鹿市清掃協同組合」設立（9 業者） 「水質汚濁防止法」制定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
昭和 46	9	「鈴鹿川浄化対策促進協議会」発足

昭和 47	1	水質汚濁防止法の上乗せ条例施行
	3	「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 東谷処理場増設（公称能力 178kℓ／日）
昭和 51	4	東谷処理場に計量器設置（汲み取り量不正防止用）
	6	水質汚濁防止法改正、伊勢湾総量規制公布
昭和 54	6	伊勢湾総量規制施行
昭和 57	4	東谷処理場に汚泥乾燥機設置
昭和 58	12	三重県生活排水対策推進要領施行
昭和 61	8	し尿浄化槽汚泥の一部を海洋投棄処分（新処理場建設のため） 委託：中継輸送 鈴鹿市清掃協同組合、海洋投棄(有)杉山産業
昭和 63	10	「鈴鹿市クリーンセンター」新設（東谷処理場を改称）
平成 2	10	「合併処理浄化槽設置整備事業」開始
平成 3	10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」全面改正
平成 5	3	「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改正
	4	汲み取り収集作業の隔週土曜日休業実施
	9	「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」改定 「鈴鹿市廃棄物処理施設条例」制定
平成 6	5	鈴鹿市一般廃棄物処理業等に関する合理化対策委員会を設置
平成 9	3	合理化事業計画知事承認
	4	（3 業者事業転換によりし尿収集 7 業者体制） 運転処理形態を 2 系列から 1 系列に縮小
平成 11	1	合理化事業（変更）計画知事承認 （1 業者事業転換によりし尿収集 6 業者体制）
平成 13	2	合理化事業（第 2 回変更）計画知事承認 （家電リサイクル法による一般廃棄物収集運搬業の許可など）
平成 14	9	第 2 期合理化事業計画知事承認
	10	（1 業者事業転換によりし尿収集 5 業者体制） 清掃センター新炉（3 基）の内 2 基完成により、クリーンセンターで発生した脱水汚泥を清掃センターで焼却することとなった。
平成 18	3	第 3 期合理化事業計画知事承認 （3 業者事業転換（内 1 業者は一部事業転換）によりし尿収集 3 業者体制）
平成 26	4	し尿収集 2 業者体制
平成 27	3	第 4 期合理化事業計画知事承認 （1 業者一部事業転換により、し尿収集 2 業者体制）
平成 29	3	第 4 期合理化事業（変更）計画知事承認 （1 業者一部事業転換により、し尿収集 2 業者体制）
令和 2	2	第 4 期合理化事業（第 2 回変更）計画知事承認 （1 業者一部事業転換により、し尿収集 2 業者体制）

令和 3	2	第 5 期合理化事業計画知事承認
令和 4	4	し尿収集 1 業者体制

2026 年度 清掃事業の概要

(令和 8 年 8 月発行)

編集・発行 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市環境部廃棄物対策課

TEL 059-382-7609 FAX 059-382-2214

E-mail haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp